

# 学校いじめ対策基本方針



令和8年度

坂井市立春江小学校

# 春江小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定  
令和8年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格を尊厳し、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害者に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

## 3 いじめに関する基本認識

### (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要があります。

## (2) いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりうる問題です

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こりうる問題です。  
また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ることを十分認識しておく必要があります。

## (3) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことです

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観する児童も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなります。

児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切であると考えます。

## (4) いじめの様態は様々です

いじめの行為が発見しやすいものとしにくいものがあり、その様態は様々です。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信させられたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

## (5) いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題です

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を隠したり、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあります。

さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大事故）につながったりすることもあります。

いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもあります。

**(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあります**

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしからい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる場合があります。

また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在します。

さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもあります。

**(7) いじめは、解消後も注視が必要です**

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいます。また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもあります。

**(8) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題です**

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得ます。

そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切です。

**(9) いじめは、家庭教育の在り方にも大きな関わりを有しています**

わが子の健全な育ちに責任をもつことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きいと考えます。

家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もあります。

**(10) いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題です**

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要があります。

## 4 いじめの防止等のための具体的取組み

### (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

#### ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

#### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある人への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

#### ○体験活動の推進

縦割り班活動や農業体験活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

#### ○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

### (2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善に努めます。

〈学校評価項目〉

#### 【教職員】

- ・子どもの良いところを認め、伝えている。
- ・学級経営で自己理解や他者理解を促進するために、SSTなどを活用している。
- ・日常的な縦割り活動（集団登校、清掃、委員会、クラブなど）で良好な人間関係がつかれるように支援している。
- ・道徳の授業実践などを通して思いやりのある子の育成に努めている。

#### 【児童】

- ・自分にはいいところがあると思う。
- ・友達を思いやり、誰とでも仲良くしている。
- ・学校が楽しい。

#### 【保護者】

- ・春江小学校は、保護者として心配事や不安があったとき相談しやすい。

### (3) いじめの未然防止

#### ○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

#### ○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

#### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

#### ○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

#### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

#### ○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

#### ○特に配慮が必要な児童への指導

発達障がいを含む、障がいのある児童・海外から帰国した児童や外国人の児童、外国人の保護者をもつなどの外国につながる児童・性同一性障がいなどに係る児童・東日本大震災などの原子力発電所事故により被災し避難した児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。さらに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

### (4) いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的ないじめを認知するよう努めます。

#### ○言葉以外のサインの察知

児童の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的に児童と保護者へのいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、学校評価においても調査を行い改善に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

## (5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

## (6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

### (7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

## 5 いじめ防止等のための組織

### (1) 組織対応の基本的考え方

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則です。そのために、以下について校内で共通理解を図ります。

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（いじめ対策委員会・いじめ対応サポート班）やルールを作る。
- ③各学級で起きていることを共有化して、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。  
（問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

### (2) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学年主任  
養護教諭、教育相談担当

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### （3）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー等

（活動）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集、記録
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

(4) 組織図

